

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、その翌日)

◇告

示

目次

結核予防法による医療機関の指定

旧慣使用林野整備計画の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良事業の工事の完了

道路の区域の変更

道路の供用の開始

開発行為に関する工事の完了

◇教委告示

教育委員会の招集

◇正誤

昭和五十年一月鳥取県告示第十七号中訂正

昭和五十年二月鳥取県告示第九十四号中訂正

告示

鳥取県告示第六百二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和五十年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十年七月一日	有限会社稲田松太郎薬局	米子市紺屋町一
昭和五十年七月一日	都田薬局	米子市道笑町三丁目八八
昭和五十年七月一日	稲田聡薬局	米子市日野町七
昭和五十年七月一日	東薬局	米子市彦名町四二三三
昭和五十年七月一日	赤山薬局境港店	境港市上道町一八五五
昭和五十年七月一日	有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一
昭和五十年七月一日	藤井薬局	西伯郡淀江町大字淀江八二二二
昭和五十年七月八日	有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町十二一二
昭和五十年七月三日	三朝薬局	東伯郡三朝町大字三朝九七二一六

鳥取県告示第六百二十六号

江府町長から申請のあつた助沢地区旧慣使用林野整備計画については、

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十年七月十七日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定に基づき、昭和五十年三月二十日付けで東伯郡東伯町大字中尾一六六番地前田正二ほか十九人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（加勢蛇川地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（加勢蛇川地区ほ場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年七月二十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

中山町から申請のあつた町営土地改良（八重地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十年七月十五日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、大山町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日
長田地区農道舗装事業	昭和五十年三月二十五日
種原地区農道整備事業	昭和五十年三月二十五日
前地区農業用排水事業	昭和五十年三月二十日

鳥取県告示第六百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年七月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種別		区 間		敷地の幅員メートル		延べメートル	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
" 下米積関金線		" 常藤関金線		" 県道余子停車場線			
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	東伯郡関金町大字関金宿字町尻一六二番の先から同町大字関金宿字町尻一六四番の三の先まで	東伯郡関金町大字関金宿字瀧口一五〇一番の先から同町大字関金宿字中道端九〇三番の先まで	東伯郡関金町大字関金宿字瀧口一五〇一番の先から同町大字関金宿字鬼岩一一六五番の先まで	境港市竹内町字岡口八一六番の先から同市竹内町字煤竹場三五六五番の二九の先まで			
	七・四	一六・〇 〓三五・〇	三・六 〓一一・六	一四・〇 〓二八・〇			
	三五	四四〇	四二九	三七九			

種別		区 間		敷地の幅員メートル		延べメートル	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
" 郡家鹿野線		" 津山加茂智頭線		" 湯原用瀬線			
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
八頭郡若桜町大字諸鹿字西浦一〇九番の先から同町大字諸鹿字広留八七番の一三の先まで	八頭郡郡家町大字郡家字金石上分三七二番の七の先から同町大字郡家字井津尻六三二番の七の先まで	八頭郡郡家町大字郡家字通り谷中田四五二番次六の先から同町大字郡家字井津尻六三二番の七の先まで	"	八頭郡智頭町大字口字波字コオイ谷五一番の先から同町大字口字波字コオイ谷五二番第二の先まで	八頭郡佐治村大字栃原字辰巳峠三八五番の先から同村大字栃原字上大月二八五番の八の先まで		
〓四・五	一四・〇 〓六三・〇	六・五 〓二〇・〇	八・四 〓一〇・二	四・〇 〓九・八	四・一 〓二八・二	四・一 〓三〇・四	一・〇 〓二・五五
七、五〇三	四五八	六四〇	六一	六一	二、五五一	二、五五一	一、七五〇

" 淀江岸本線		" 車場線 野添浦安停		" 金沢伏野線		" 若桜温泉線	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
米子市尾高字南屋敷一七三三番の先から西伯郡岸本町吉長字上島ノ巻二八番の四二の先まで	米子市尾高字南屋敷一七三三番の先から西伯郡岸本町吉長字上島ノ巻二八番の四二の先まで	"	東伯郡東伯町大字中津原字木戸一七二番の一の先から同町大字三本杉字見見ケ市一〇三五番の三の先まで	鳥取市三津字東沢壱五八二番の一の先から同市伏野字石山ノ鼻二二五六番の三の先まで	鳥取市三津字東沢壱五八二番の一の先から同市伏野字石山ノ鼻二二五六番の三の先まで	"	鳥取市三津字東沢壱五八二番の一の先から同市伏野字石山ノ鼻二二五六番の三の先まで
四・〇 一五・〇	四・〇 一五・〇	八・五 五五・〇	四・〇 九・〇	一・〇 六五・〇	六・〇 一二・〇	二・四 二〇・〇	六・〇 一二・〇
四、五七五	四、五七五	六一九	五七九	八八〇	一、〇〇八	二〇、三〇四	一、〇〇八

" 湯原用瀬線		" 常藤関金線		県道 余子停車場線	道路の種類	鳥取県告示第六百三十一号
八頭郡佐治村大字栃原字辰巳峠三八五番の先から同村大字栃原字上大月二八五番の八の先まで	東伯郡関金町大字関金宿字瀧口ア五〇一番の一の先から同町大字関金宿字中道端九〇三番の一の先まで	市竹内町字煤竹場三五六五番の二九の先まで	境港市竹内町字函口八一六番の先から同市竹内町字煤竹場三五六五番の二九の先まで	鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県告示第六百三十一号	米子市尾高字南屋敷一七三三番の先から西伯郡岸本町大敷字中上島五〇番の五の先まで
"	"	昭和五十年七月二十二日	昭和五十年七月二十二日	鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県告示第六百三十一号	九・〇 四六・五 五、五六九

鳥取県告示第六百三十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十年七月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和五十年七月二十二日

" 淀江岸本線	" 野添浦安停車場線	" 金沢伏野線	" 若桜温泉線	" 郡家鹿野線	" 津山加茂智頭線
米子市日下字四反田六四〇番の二の先から同市福万字石田五八五番の一の先まで	東伯郡東伯町大字中津原字木戸一七二番の一の先から同町大字三本杉字見見ケ市一〇三五番の三の先まで	鳥取市三津字東沢五八二番の一の先から同市伏野字中茶屋一七七五番の一の先まで	八頭郡若桜町大字諸鹿字広留八六四番の三の先から同町大字諸鹿字広留八八七番の二三の先まで	八頭郡若桜町大字郡家字金石上分三七二番の七の先から同町大字郡家字井津尻六三二番の七の先まで	八頭郡智頭町大字口字波字コオイ谷五一番の一の先から同町大字口字波字コオイ谷五二番第二の先まで
"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第六百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年九月二日 鳥取県指令受都計第三百三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字砂浜五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市都島区東野田町四丁目四番七号

大和建設株式会社

代表取締役 岡田一郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年七月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和五十年七月二十八日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和五十一年度県立高等学校入学者選抜の方針について
 (2) その他

正 誤

昭和五十年一月鳥取県告示第十七号(都市計画の変更に係る案の縦覧について)中次の箇所^に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六、下 七、八 字迷川、字西分木、字西ノ 尺及び字六反田 字西分木及び字六反田

昭和五十年二月鳥取県告示第九十四号(都市計画の変更に係る図書^の縦覧について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 下 十六、十七 字迷川、字西分木、字西ノ 尺及び字六反田 字西分木及び字六反田

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む)】